

※ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

平成 2 9 年度

定期監査(前期)結果報告書

平成 29 年 9 月

新 宿 区 監 査 委 員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、平成 29 年度定期監査（前期）の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、平成 29 年 5 月 19 日までは中村真一前監査委員が、同年 5 月 22 日からは有馬としろう委員が関与した。

平成 29 年 9 月 14 日

新宿区監査委員	岩	田	一	喜
同	濱	田	幸	二
同	白	井	裕	子
同	有	馬	とし	ろう

1 実施期間

平成 29 年 4 月 3 日（月）から平成 29 年 8 月 29 日（火）まで

2 監査対象部局等

総合政策部、総務部、地域振興部、文化観光産業部、福祉部、子ども家庭部、健康部、みどり土木部、環境清掃部、都市計画部、会計室、教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局

（注）総合政策部には新宿自治創造研究所担当部を、総務部には危機管理担当部を、地域振興部には東京オリンピック・パラリンピック開催等担当部を、教育委員会事務局には中央図書館を含む。

3 監査事項

平成 28 年度における予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について監査を実施した。なお、現金等の管理については、平成 29 年度における監査実施日の状況を監査した。

また、「予算流用について」を重点事項として監査した。

4 監査の方法

監査委員は、別表 1 のとおり、各部局等から関係部課長等の出席を求め、決算審査と併せて監査を実施した。また、別表 2 のとおり、本庁外職場（監査対象とする行政機関及び係長級施設）の現地監査を行った。

監査委員の命を受けた事務局職員は、監査資料、関係書類、帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、別表 3、4 のとおり監査を実施した。

5 監査の結果

平成 28 年度における予算及び事務事業の執行並びに財産及び物品の管理は、次に述べる「指摘事項」を除き、おおむね適正に行われているものと認められた。

また、重点事項については後記「6 重点事項」のとおりであり、おおむね適正に行われているものと認められた。

【指摘事項】

地域振興部

◎ 資金前渡の処理を適正にされたいもの

大久保特別出張所（以下「所」という。）では、大久保地域センターの施設使用料の徴収及び返還業務を大久保地域センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）に委託している。このうち、施設の予約取消し等による使用料の返還金は、所が毎月資金前渡を受けて委員会に渡し、その翌月当初に、委員会から提出された実績報告書等と前渡金の残金を照合確認の上、所要の精算手続や精算残金の戻入を行うことになっている。

ところが、この精算残金の戻入について、所において右表のとおり、精算命令の決定をした日から戻入が行われるまでに1か月以上経過していた月が7回あった。これらは、所では当該精算残金が事務処理の段階で、その後戻入されるものと認識されていたため、毎月の点検確認時に現金及び現金出納簿との照合確認が行われず、そのまま所の金庫に保管された状態にあった。

新宿区会計事務規則第83条第2項では「前渡金の精算残金は、会計管理者の審査終了後速やかに出納員又は指定金融機関等に納付書により返納しなければならない。」とされており、数回にわたり当該精算残金が1か月以上経過してから戻入されていることは処理として不適正である。

また、特別出張所における公金等の管理に関するマニュアルでは「所長は毎月日を定め、副所長及び担当者の立会のうえ、帳票類、受払簿等と現金、通帳等との照合確認を行う。」とされており、現金出納簿や現金の確認を定期的に行わなかったことは手続の違反に当たり、事故防止の観点からも不適正である。

こうした趣旨を踏まえて適正に点検確認を行っていれば、常態化している精算残金の戻入の遅れを発見し、改善することができたはずである。

加えて、前渡金の精算状況が確認できる財務会計システムを活用していれば、再発を防ぐことも十分に可能であった。

所においては、公金に対するチェックを徹底し、資金前渡の処理を適正にされたい。

月分	前渡金残額	精算起票日	精算命令決定日	戻入日
4月分	79,500円	平成28年5月2日	平成28年5月2日	平成28年8月8日
5月分	89,300円	平成28年6月1日	平成28年6月1日	平成28年8月8日
6月分	77,000円	平成28年7月1日	平成28年7月1日	平成28年8月9日
10月分	93,900円	平成28年11月1日	平成28年11月1日	平成28年12月6日
11月分	101,800円	平成28年12月1日	平成28年12月1日	平成29年2月3日
12月分	88,000円	平成29年1月4日	平成29年1月4日	平成29年2月7日
1月分	101,100円	平成29年2月1日	平成29年2月3日	平成29年3月27日

【指摘事項】

福祉部

◎ 契約事務の処理を適正にされたいもの

地域福祉課（以下「課」という。）では、福祉施設の維持管理に関する事務を行っているが、維持修繕工事に関する請負契約について確認したところ、下表に掲げる契約において、工事報告書における実際の施工日が契約締結日前となっていた。

契約の履行開始前に支出負担行為等の手続を行うべきことは当然であるが、これらは、その手続を行わないまま契約の相手方に工事を行わせ、その後に契約を締結して支払事務を行っているものであり、不適正な処理と言わざるを得ない。

課においては、財務会計に関する基本的な手順を理解するとともに、契約事務に関する法令等の遵守を徹底し、契約事務の処理を適正にされたい。

なお、下表の「新宿区立北山伏特別養護老人ホーム非常用照明 2 階 3 階系統ケーブル敷設工事」については、平成 28 年 3 月 29 日に履行があった工事の請負契約を平成 28 年度の予算により執行していることから、会計年度独立の原則に沿った計画的な事務の執行にも十分留意されたい。

工事件名	契約締結日	請書上の施工完了日	工事報告書における実際の施工日
新宿区立北山伏特別養護老人ホーム非常用照明 2 階 3 階系統ケーブル敷設工事	平成 28 年 4 月 5 日	平成 28 年 4 月 11 日	平成 28 年 3 月 29 日
新宿区立西新宿子ども園外 1 施設空調機修理その他工事	平成 28 年 10 月 24 日	平成 28 年 10 月 31 日	平成 28 年 10 月 21 日
新宿区立高田馬場第二保育園天井補修その他工事	平成 29 年 1 月 13 日	平成 29 年 2 月 13 日	平成 28 年 11 月 23 日 ～12 月 8 日

6 重点事項

(1) テーマ

予算流用について

(2) 監査の観点

予算は、執行計画に基づき、計画的・効率的に執行すべきものであり、予算流用は例外的な措置である。このため、予算流用を行うには、予算事務規則に定められた手続を遵守するとともに、予算管理システム操作マニュアルに基づいた処理が必要とされている。

しかしながら、昨年度の定期監査（前期）において、財政課長への協議等の手続が行われていないものや、流用理由や流用金額の算出根拠が明示されていないものが見られた。

こうした状況を踏まえ、予算流用が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

(3) 監査対象

平成 28 年度中に行われた予算流用を対象とした。

(4) 主な着眼点

- ア 流用手続は、適正に行われているか。
- イ 流用理由は、適切なものとなっているか。
- ウ 流用金額の算出根拠は、明示されているか。

(5) 予算流用の状況

予算流用の着眼点別の状況は、次のとおりであった。

対象部局等	課数	流用件数	流用手続きが 適正でない (件数)	流用理由が 適切でない (件数)	算出根拠の 明示がない (件数)
総合政策部	6	23	0	0	0
総務部	9	153	2	0	3
地域振興部	15	134	1	0	5
文化観光産業部	3	99	0	0	0
福祉部	8	146	1	0	5
子ども家庭部	5	131	21	3	15
健康部	10	180	4	1	14
みどり土木部	4	50	2	0	0
環境清掃部	3	29	2	0	10
都市計画部	7	42	9	0	4
会計室	1	3	0	0	0
教育委員会事務局	5	179	5	0	1
議会事務局	1	3	0	0	0
選挙管理委員会事務局	1	12	0	0	4
監査事務局	1	7	0	0	0
合 計	79	1,191	47	4	61

(注) 1 監査対象となっている本庁外職場を含む。

(注) 2 流用件数の合計のうち財政課長への協議（予算事務規則第18条第2項）が必要な案件は493件。

(6) 主な着眼点別確認結果

ア 流用手続は、適正に行われているか。

おおむね適正に流用手続が行われていたが、複数の部署で財政課長への協議が行われていないものや財務会計システムによる手続を行う際の流用起案に起案文の電子データが添付されていないものが見られた。

イ 流用理由は、適切なものとなっているか。

おおむね適切な理由となっていたが、一部の部署で流用理由が適切なものとなっていないものが見られた。

ウ 流用金額の算出根拠は、明示されているか。

おおむね明示されていたが、複数の部署で流用金額の算出根拠が明示されていないものが散見された。

7 まとめ

区は、「不透明な財政環境の中、将来にわたり安定した財政基盤を確立し、新たな総合計画への橋渡しとなる第三次実行計画を着実に進め、持続的に発展し続ける新しい新宿のまちの創造に向け、確かな一步を踏み出す」ことを平成28年度の基本方針として予算を編成し、事業に取り組んできた。

今回の定期監査に当たっては、このような区の方針を踏まえ、また、決算審査との連携を図りながら、適正かつ効率的に執行されているかを検証した。さらに、継続性のある監査の観点から、過去に改善を要望した事項について、その改善状況を確認した。

公表する指摘事項は、前述のとおり2件である。

なお、公表までは至らないが、改善を要望した主な事項については、以下のとおりである。

(1) 重点事項「予算流用」について

予算流用について、予算事務規則では、同一項内の目、節等の経費は、相互に流用してはならないのが原則であり、執行上やむを得ない事由がある場合は、財政課長への協議を要件に流用が認められている。しかしながら、財政課長への協議が行われていないものが複数の部署で見られた。また、この場合の流用の手続は財務会計システムを利用して行うものとされているが、財政課長への協議を要しない細節等の流用も含め、流用起案に起案文の電子データが添付されていないものが複数の部署で見られた。

さらに、予算管理システム操作マニュアルでは、流用の起案文には理由や算出根拠を明記するものとされているが、流用理由が適切なものとなっていないものや流用金額の算出根拠が明示されていないものが複数の部署で見られた。

流用手続や起案内容の不備は、起案者はもとより、決定者や関与者が十分にチェックを行っていれば防げるものである。

各課（所）においては、適正な手続による予算流用を行われたい。

(2) 支出について

履行完了から支出まで相当の期間を要しているもの、契約書や仕様書に則した支払がされていないもの等、支出が遅いものが全庁的に散見された。

これらは契約の相手方からの請求書の受領に時間を要した等の理由によるものであるが、支払事務の遅延は、予算執行管理上の事故にもつながりかねないため、催促等により請求書を徴し、速やかに支出するよう努められたい。

また、契約の相手方より請求を受けてから「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」で定められている支払の時期を超えているものも見られたので、改善を図られたい。

(3) 契約について

少額随意契約において、同時期に同種の契約を別々に締結しているものが全庁的に散見された。

これらの契約の中には1つの契約にすることで、複数の見積書を徴取すべき案件になるものもあり、契約制度の透明性や公平性、競争性が十分に確保できなかったといえる。契約事務を行うに当たり、事務手続を適切に行うとともに、計画的な購入に努められたい。

(4) 公金等の管理について

現金出納簿の記載に漏れがあったものや不適切なものが見られたほか、公金等の点検確認においても適切に行われていないものが見られた。

公金等の管理については、不正や事故の防止の観点から、日頃より細心の注意を払うことが必要である。各部署の公金等管理マニュアルによる点検・確認を行うほか、財務会計システムを活用するなど日頃からの点検・確認についても行われたい。

このほかにも、各課（所）に対し、監査委員及び監査委員の命を受けた事務局職員から改善を要望した事項があった。

今後の事務処理及び事業執行に当たっては、是正されることを望むものである。

別表1 定期監査、決算審査の監査委員による質問日程・項目

実施月日	対象部局等	質問項目
7月 6日 (木)	会計室	・決算総括説明
	総務部	・特別区税について ・新宿駅周辺都市再生安全確保計画の推進について
7月 7日 (金)	総合政策部	・新総合計画の策定について
		・公共施設等総合管理計画の策定について
7月 10日 (月)	地域振興部	・公衆浴場への助成について
		・スポーツコミュニティの推進について
7月 11日 (火)	文化観光産業部	・にぎわいの創出について ・人材確保支援事業について
	環境清掃部	・資源回収の推進について
7月 13日 (木)	選挙管理委員会事務局	・参議院議員選挙について
	福祉部	・指定障害福祉サービス事業者等指導検査事務について ・介護保険特別会計について
7月 14日 (金)	健康部	・女性の健康支援について
		・国民健康保険特別会計について
		・後期高齢者医療特別会計について
7月 19日 (水)	子ども家庭部	・子ども未来基金について ・保育所待機児童の解消について
	議会事務局	・区議会の広報活動及び資料作成について
7月 20日 (木)	みどり土木部	・まちをつなぐ橋の整備について
		・新宿中央公園の魅力向上について
7月 25日 (火)	教育委員会事務局	・確かな学力の向上を図るための調査について
		・預かり保育について
7月 27日 (木)	都市計画部	・まちづくり長期計画（都市マスタープラン）の策定について ・建築物等耐震化支援事業について
	総合政策部	・平成28年度の財政運営について （財政指標、財政調整基金等の動向を含む）

別表2 監査委員による本庁外職場の实地監査日程

実施月日	施設名
6月 1日 (木)	落合第一特別出張所 / 落合保健センター
6月 7日 (水)	榎町特別出張所 / 子ども総合センター

別表3 事務局職員による定期監査日程

対象部局等	期 間
総合政策部	4月 12日 (水) ～ 5月 1日 (月)
総務部	4月 12日 (水) ～ 5月 2日 (火)
地域振興部	6月 19日 (月) ～ 6月 28日 (水)
文化観光産業部	5月 29日 (月) ～ 6月 5日 (月)
福祉部	6月 8日 (木) ～ 6月 27日 (火)
子ども家庭部	5月 31日 (水) ～ 6月 8日 (木)
健康部	4月 13日 (木) ～ 4月 28日 (金)
みどり土木部	5月 26日 (金) ～ 6月 6日 (火)
環境清掃部	6月 9日 (金) ～ 6月 16日 (金)
都市計画部	6月 9日 (金) ～ 6月 28日 (水)
会計室	5月 30日 (火) ～ 6月 1日 (木)
教育委員会事務局	5月 12日 (金) ～ 5月 24日 (水)
議会事務局	5月 11日 (木) ～ 5月 15日 (月)
選挙管理委員会事務局	5月 9日 (火) ～ 5月 11日 (木)
監査事務局	6月 28日 (水) ～ 6月 30日 (金)

(注) 別表4 に掲げる本庁外職場を除く。

別表4 事務局職員による本庁外職場の实地監査日程

実施月日	施設名
4月19日(水)	人材育成センター
5月8日(月)	榎町特別出張所 / 落合保健センター
5月9日(火)	子ども総合センター
5月10日(水)	落合第一特別出張所
5月15日(月)	四谷特別出張所 / 戸塚特別出張所
5月17日(水)	若松町特別出張所 / 牛込保健センター
5月18日(木)	大久保特別出張所
5月19日(金)	四谷保健センター / 中央図書館
5月22日(月)	笹筒町特別出張所
5月23日(火)	角筈特別出張所 / 東新宿保健センター
5月24日(水)	柏木特別出張所
5月26日(金)	落合第二特別出張所
5月30日(火)	西部工事事務所・公園事務所
6月13日(火)	歌舞伎町清掃センター
6月14日(水)	新宿清掃事務所

平成29年度
定期監査（前期）結果報告書

平成29年9月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話（03）5273-4579（ダイヤル）

印刷物作成番号
2017-2-5101

この印刷物は、業者委託により300部印刷製本しています。その経費として、1部あたり105円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

地球環境保全推進のため、再生紙を使用しています。